

○三春町子育て支援医療費助成に関する条例（平成21年三春町条例第2号）

（目的）

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの疾病または負傷の治癒を促進し、保護者の子育てに係る負担の軽減と子どもの健康の保持増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、出産の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属する者は含まないものとする。

2 この条例において「保護者」とは、子どもを監護する父若しくは母（父母がいないか又は父母が監護しない場合は、当該子どもの父母以外の者でその子どもの養育にあたる者）をいう。ただし、当該子どもを父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち主として当該子どもの生計を維持する者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院食事療養費、療養費及び家族療養費をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

6 この条例において「医療機関」とは、医療保険各法に基づき指定された病院若しくは診療所又は薬局をいう。

（助成対象者）

第3条 この条例において、医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、三春町に住所を有する子どもの保護者をいう。

(助成)

第4条 町長は、対象者が子どもの疾病又は負傷について、保険給付を受けた場合に支払う一部負担金の額（附加給付がある場合は、それに相当する額を控除した額）を限度として助成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例（昭和49年三春町条例第33号）第3条の給付又は三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年三春町条例第19号）第4条の助成がある場合においては、当該給付又は助成を控除した額を助成するものとする。

3 第1項に規定する一部負担金の額に高額療養費が含まれる場合は、高額療養費として健康保険組合等から給付を受けた額を控除した額を助成するものとする。

4 三春町国民健康保険条例（昭和34年三春町条例第5号）第6条の規定により一部負担金の額を減じている国民健康保険の被保険者については、この条例による医療費の助成をしたものとみなす。

(助成の制限)

第5条 前条の規定にかかわらず子どもの保険給付につき、その原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者からの賠償が行われるときは、その限度において助成しないものとする。

(受給資格の登録)

第6条 医療費の助成を受けようとする対象者は、町長に医療費受給資格の登録申請をしなければならない。

(受給資格証の交付)

第7条 町長は、前条の規定により申請があった場合は登録し、対象者に受給資格証を交付するものとする。

(受給資格証の提示)

第8条 子どもが医療機関において医療を受けようとするときは、対象者は医療機関に受給資格証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第9条 医療費の助成は、助成する額を医療機関に支払うことによって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、対象者からの医療費の助

成申請により対象者に支払うことができる。

3 前項の申請は、子どもが受けた医療に関する医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

(助成の決定及び交付)

第10条 町長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請にかかる助成額を決定して助成金を交付するものとする。

(届出義務)

第11条 対象者は、受給資格証の交付を受けた場合において、規則で定める事項に変更があったときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(再交付の申請)

第12条 対象者は、受給資格証を破損し又は亡失したときは、町長に再交付の申請をするものとする。

(譲渡等の禁止)

第13条 この条例に基づく助成を受ける権利は、他に譲渡し又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第14条 町長は、偽りその他不正な行為により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第6条及び第7条の規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

(三春町国民健康保険条例の一部改正)

3 三春町国民健康保険条例（昭和34年三春町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(一部負担金)

第6条 療養の給付を受ける被保険者のうち、12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間に  
ある者は、当該療養の給付に関し、一部負担金を支払い、又は納付することを要しない。

附 則（平成22年6月17日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三春町子育て支援医療費助成に関する条例及び三春町国民健康保険条例の規定は、平成22年10月1日以後に受けた診療に係る医療費について適用し、同日前に受けた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月14日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三春町子育て支援医療費助成に関する条例及び三春町国民健康保険条例の規定は、平成24年10月1日以後に受けた診療に係る医療費について適用し、同日前に受けた診療に係る医療費については、なお従前の例による。